

社会福祉法人 旭川健翔会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 旭川健翔会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員で、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している者に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、報酬は支給しないこととし、法人業務を行う場合に費用を弁償する。
- (3) 前号の規定にかかわらず、定款第16条第2項に基づき選任された理事長については、同17条に規定する職務と責任に鑑み、報酬を支給し、賞与及びその他の手当等は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤役員等のうち、理事長の報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等が法人業務を行う場合の費用弁償については、別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めた時期とする。

- (1) 理事長に対する報酬は、毎月末日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、職員の給与規程第35条に準じた日に支給する。

- (2) 非常勤役員等に対する費用弁償は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。
ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 法令の定めるところにより、報酬等から控除すべき額がある場合には、支給すべき報酬等の額から、その額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事長が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(報酬の総額)

第8条 役員報酬総額は、年間360万円以下とする。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得て行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

現行の役員等報酬規程は、平成30年9月30日を以て廃止する。

- 2 平成31年4月1日一部改正（別表2改正）

別表1 (理事長の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000円

別表2 (非常勤役員等の費用弁償)

非常勤役員等の区分	費用弁償の額
評議員	日額 5,000円
理事	日額 5,000円
監事	日額 5,000円
監事が、監査を実施した場合	日額 5,000円